

他都道府県の再犯防止推進計画の骨子

	群馬県	神奈川県	福井県	岐阜県	滋賀県
策定年月日	H31.3	H31.3	H31.3	H31.3	H31.3
形態・位置付け	①再犯防止推進に特化した個別計画 ②「第15次群馬県総合計画」及び「群馬県生活安心いきいきプラン」の個別基本計画	再犯防止推進に特化した個別計画	再犯防止推進に特化した個別計画	再犯防止推進に特化した個別計画	再犯防止推進に特化した個別計画
趣旨・目的 基本理念	国計画を踏まえ、本県における再犯の防止等の施策の現状を考慮し、今後に向けた基本的な方向性や県の取組等を定め、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進できるよう、計画を策定する。	罪を犯した人が立ち直り、地域社会の一員として、ともに生き、支え合う社会づくりを促進する。	犯罪をした者等が円滑に社会の一員として復帰することができるようになることで、県民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与する。	再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与する。	刑事司法関係機関のみによる取組を超えた国・県・市町・民間協力者等が「丸となった」息の長い支援等について、国との適切な役割分担を踏まえ、SDGsの視点を生かして県がその力を最大限に発揮し、県民が安全・安心に暮らすことができる社会の実現を図る。 県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現 ～ 県民の理解と協力のもと、円滑な社会参加による「誰一人取り残さない」共生社会の実現 ～
基本方針	①国及び民間団体等との緊密な連携の強化 ②分かりやすく効果的な広報等による、再犯の防止等に関する取組への県民の理解と関心の醸成 ③地域の状況及び社会情勢等に応じた効果的な施策の実施	①国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保し、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて取り組む ②国との適切な役割分担を踏まえ、切れ目のない指導及び支援を実施 ③犯罪被害者等が存在することを十分に認識し、犯罪をした者等が犯罪被害者の心情等を理解することの重要性を踏まえて、再犯防止に取り組む ④犯罪等の実態を踏まえ、民間の団体その他の関係者から意見聴取をするなどして、社会情勢等に応じた再犯防止に取り組む ⑤再犯防止の取組を広報するなどにより、広く県民の関心と理解を醸成	国計画の5つの基本方針、7つの重点事項を踏まえて、県の実情に応じ、重点課題に取り組む。	犯罪をした者等が、県民の理解と協力得て社会一員として復帰し、地域に定着できるよう支援することにより、県民の犯罪被害を防止する。	①地域社会における生活で様々な困難を抱え、罪を犯した人の困難をひとつずつ解消する生活再建を実施 ②国・県・市町・民間の緊密な連携協力により、再犯防止施策を総合的に推進 ③刑事司法手続を含むあらゆる段階での切れ目のない支援を実施 ④犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等が犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解することの重要性を踏まえた支援を実施 ⑤再犯防止の取組を広報するなどにより、広く県民の関心と理解を醸成
計画期間	H31～R5年度(5年間)	H31～R5年度(5年間)	H31～R5年度(5年間)	H31～R5年度(5年間)	H31～R5年度(5年間)
目標/成果指標	犯罪や非行をした人たちが、社会において孤立することなく、円滑に社会復帰できるよう支援することにより、県民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指す。 施策①の成果指標 県内の計画策定 0市町村(H30)⇒12市町村(H35)	国、市町村、民間団体その他の関係者と連携し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定、実施することにより、罪を犯した人が立ち直り、地域社会の一員として、ともに生き、支え合うことができる社会づくりを促進する。	県の再犯者数 502 人(平成 29 年)について、計画終了年度までに 20 %以上の減少を目指す 502 人(2017 年) ⇒ 400 人以下(2023 年)		刑事手続段階における高齢者・障害者入口支援事業等における支援対象者の2年後の地域生活定着率 基準値なし⇒90%以上
施策	①国・民間団体等との連携強化 ②就労・住居の確保 ③保健医療・福祉サービスの利用の促進 (高齢者・障がい者、薬物依存者) ④学校等における修学支援の実施等 ⑤犯罪や非行をした人たちの特性に応じた効果的な支援等の実施 (子どもに対する性犯罪者、ストーカー、暴力団関係者、少年・若年者) ⑥民間協力者の活動の推進、広報・啓発活動の推進	①就労・住居の確保 ②保健医療・福祉サービスの利用の促進 (高齢者・障がい者、薬物依存者) ③非行の防止等 ④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援 (ストーカー、DV、子どもに対する性犯罪者、暴力団関係者ほか) ⑤民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進	①就労の確保、住居の確保 ②保健医療・福祉サービスの利用の促進 (高齢者・障がい者、薬物依存者) ③非行防止活動および学校等と連携した修学支援 ④民間協力者の活動の推進、広報・啓発活動の推進 ⑤国・民間団体等との連携による支援体制の整備 (福井社会復帰支援ネットワーク協議会による総合窓口設置)	①支援機関(国、市町村、民間団体)の連携強化 ②住居の確保に向けた支援、就労に向けた相談・支援 ③保健医療・福祉サービスの利用につなぐ支援 (高齢者・障がい者、薬物依存者) ④学校や地域社会において再び学ぶための支援 ⑤支援協力者の確保・支援、県民への啓発活動 ⑥総合相談支援体制の構築支援 (地域定着支援センターにおける支援、市町村における包括的な相談窓口の設置支援など)	①国・民間団体等との連携強化 ②就労・住居の確保 ③保健医療・福祉サービスの利用の促進 (高齢者・障がい者、薬物依存者) ④非行の防止と修学支援の実施 ⑤民間協力者の活動の推進、広報・啓発活動の推進
推進体制等	推進体制、進行管理 ・群馬県再犯防止推進連絡会議(関係機関・団体)	推進体制、進行管理 ・神奈川県再犯防止推進会議(関係機関・団体) ・県・市町村地域福祉主管課長会議等(県・市町村) ・福祉21推進会議(庁内)	推進体制、進行管理 ・福井県再犯防止推進計画策定委員会の主要構成機関による連絡会議(関係機関・団体)	推進体制、進行管理 ・岐阜県再犯防止推進協議会(仮称)(関係機関・団体)	推進体制、進行管理 ・滋賀県再犯防止推進会議(関係機関・団体)

※「国計画」＝「再犯防止推進計画」(H29.12.15閣議決定)を言う。

京都府	兵庫県	鳥取県	岡山県	山口県
H31.3	H31.3	H30.4.1	H31.3	H31.3
京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例第3条に基づく「犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」に再犯防止推進に係る1章を設け、地方再犯防止推進計画を兼ねる	兵庫県地域安全まちづくり条例第12条に基づく「地域安全まちづくり推進計画(第5期)」に再犯防止推進に係る内容を盛り込み、地方再犯防止推進計画を兼ねる	再犯防止推進に特化した個別計画	再犯防止推進に特化した個別計画	再犯防止推進に特化した個別計画
犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、府民の理解協力得て、再び社会を構成する一員となることができるよう、再犯防止施策を、国との適切な役割分担を踏まえて、関係機関と連携して推進する。 再犯防止施策の推進に当たっては、犯罪被害者等の存在を十分認識するとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を十分理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行う。	地域社会の力を基本とした安全安心の兵庫の実現	県の実情に応じ、犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることにより、県民の犯罪被害を防止する。	安全で安心して暮らすことができる社会の実現を目指し、施策を総合的かつ計画的に実施する。	安心・安全な県づくりと犯罪をした人等も包摂した地域共生社会の実現に向け、県が取り組む再犯防止の施策の方向性を明らかにする。
	更生支援や再犯防止について県民の理解を深めるため、広報啓発活動を実施するとともに、国、県市町、関係機関・団体等と連携して、就業機会や住居の確保等への支援、福祉支援に取り組み、犯罪をした人の立ち直りや社会復帰を支援する。	国計画に設定されている5つの基本方針を踏まえて、重点課題に取り組む。	国計画の5つの基本方針に同じ	
H31～R5年度(5年間)	H31～R3年度(3年間)	H30～R4年度(5年間)	H31・R1～R5年度(5年間)	H31・R1～R5年度(5年間)
	犯罪をした人等の立ち直り等を支援するとともに、住民一人ひとりがその人達への理解を深め、見守り、共存する地域づくりをめざす。	刑法犯検挙者中の再犯者率 27.4%(H28)⇒20%(H34)		
①国、京都府、市町村、民間協力者等の連携体制の構築	①関係機関・団体等との連携の強化	①国・民間団体等との連携強化		①関係機関・団体等との連携強化
②安定した就労の確保、定住先の確保	②就労支援等の充実	②就労・住居の確保	①就労・住居の確保	②就労・住居の確保
③関係機関と連携した福祉的施策 (高齢者・障がい者、薬物依存者)	③保健・医療・福祉サービスの提供 (高齢者・障がい者、薬物依存者)	③保健医療・福祉サービスの利用の促進 (高齢者・障がい者、薬物依存者)	②保健医療・福祉サービスの利用促進等 (高齢者・障がい者、薬物依存者)	③保健医療・福祉的支援 (高齢者・障がい者、薬物依存者)
④非行少年等への支援		④非行の防止と、学校等と連携した修学支援の実施	③学校等と連携した修学支援の実施等	④非行の防止と修学支援
⑤特性に応じた効果的な施策の実施 (虐待、DV、ストーカー、暴力団関係者)			④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等 (非行少年、ストーカー、暴力団関係者、子どもに対する性犯罪者、女性)	
⑥地域で活動している保護司や民間ボランティア等への支援、広報啓発活動の推進	④県民・事業者等への理解の促進	⑤民間協力者の活動の推進、広報・啓発活動の推進	⑤民間協力者の活動促進と広報・啓発活動の推進	⑤広報・啓発活動の推進
推進体制、進行管理 ・京都府再犯防止推進ネットワーク会議(仮称)(関係機関・団体) ・庁内会議(庁内)	推進体制、進行管理 ・再犯防止関係機関連絡会議(関係機関・団体)	推進体制、進行管理 ・鳥取県再犯防止推進協議会(関係機関・団体)	推進体制、進行管理 ・関係機関・団体との連携 ・再犯防止推進連絡会議(庁内)	

高知県	福岡県	佐賀県	大分県	鹿児島県
H31.3 再犯防止推進に特化した個別計画	H31.3 再犯防止推進に特化した個別計画	H31.4 再犯防止推進に特化した個別計画	H31.4 再犯防止推進に特化した個別計画	H31.3 再犯防止推進に特化した個別計画
	国の刑事司法関係機関、市町村、犯罪や非行をした人を支援する民間協力者と連携・協力しながら、再犯の防止等に関する取組みを総合的かつ計画的に進めていくため、地方再犯防止推進計画を策定する。	一人ひとりに寄り添い、支え合い、分かり合う共生のまち“さが”の実現 ～誰一人孤立することのない円滑な社会参加を目指して～	再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策の推進に関する県の計画を定め、県民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与する。 再犯防止推進法第3条に規定する「犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である」	再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって、県民の犯罪被害を防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与する。
国計画に設定されている5つの基本方針を勘案し、本県の実情に応じ、犯罪をした者等が多様化する社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることにより、県民の犯罪被害を防止するため、次の重点課題に取り組む。		国計画の5つの基本理念及び7つの重点課題を踏まえ、県民の犯罪被害の防止に努めつつ、県の実情に応じ、犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、県民の理解と協力を得て再び地域社会を構成する一員となるよう、重点課題に取り組む。	国計画の5つの基本方針を踏まえ、重点課題の取組を推進する。	国計画の5つの基本方針を踏まえ、犯罪をした者等が地域社会で孤立することを防ぎ、再び社会を構成する一員となることにより、県民の犯罪被害を防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するため、重点課題に取り組む。
H31・R1～R5年度(5年間)	H31・R1～R3年度(3年間)	H31・R1～R5年度(5年間)	H31・R1～R5年度(5年間)	H31・R1～R5年度(5年間)
	犯罪や非行をした人が、社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることを支援することにより、再犯を防止し、円滑に社会復帰できるようにするとともに、このような取組みを通じて、誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現をめざす。	刑法犯及び特別法犯検挙者数中の再犯者数を、2023年度末までに628名以下(基準値:2018年786人の20%減)にする。	新受刑者中の再入者数(犯行時の居住地が大分県である者の数) 62.6人(H25～H29の5ヶ年平均値)⇒50人(R5)	刑法犯検挙者中の再犯者数の減少(20%) 947人(H29)⇒757人(R5)
①国・民間団体等との連携強化	①国、市町村及び関係団体との連携強化	①国、市町及び民間団体との連携強化等	①国・民間団体等との連携強化	①国・民間団体等との連携強化
②就労・住居の確保	②就労・住居の確保	②就労・住居の確保	②就労・住居の確保	②就労・住居の確保
③保健医療・福祉サービスの利用の促進 (高齢者・障がい者、薬物依存者)	③保健医療・福祉サービスの利用の促進 (高齢者・障がい者、薬物依存者)	③保健医療・福祉サービスの利用の促進 (高齢者・障がい者、薬物依存者)	③保健医療・福祉サービスの利用促進 (高齢者・障がい者、薬物依存者)	③保健医療・福祉サービスの利用の促進 (高齢者・障がい者、薬物依存者)
④非行の防止及び学校等と連携した修学支援の実施等	④学校等と連携した修学支援の実施と非行防止等	④学校等と連携した修学支援の実施	④学校等と連携した修学支援及び非行の防止	④非行の防止と、矯正施設等と連携した修学支援の実施
⑤犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導 (ストーカー、子どもに対する性犯罪、暴力団関係者、非行少年)	⑤特性に応じた効果的な支援 (暴力団員、飲酒運転、性犯罪等(ストーカー、DVを含む))	⑤犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施 (障がい者、非行少年、暴力団関係者)	⑤犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施 (子どもに対する性犯罪者、ストーカー、非行少年)	
⑥民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進		⑥民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進	⑥民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進	⑤民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進
推進体制、進行管理 ・高知県再犯防止推進計画検討会(関係機関・団体)	推進体制、進行管理 ・福岡県再犯防止推進会議(仮称)(関係機関・団体)	推進体制、進行管理 ・佐賀県再犯防止推進会議(仮称)(関係機関・団体)	推進体制、進行管理 ・大分県再犯防止推進会議(仮称)(関係機関・団体)	推進体制、進行管理 ・鹿児島県再犯防止推進会議(仮称)(関係機関・団体)

東京都(案)
—
再犯防止推進に特化した個別計画
<p>犯罪をした者等であって、東京都に居住する又は居住する見込みのある者等が、地域社会の一員として円滑に社会復帰することができるよう、民間支援機関等と連携し、必要な取組を推進することで、都民が安全で安心して暮らせる社会づくりを行う。</p>
国計画の5つの基本方針を踏まえて、重点課題に取り組む。
R1～R5年度(5年間)
<p>①再犯防止のための連携体制の整備等</p> <p>②就労・住居の確保等</p> <p>③保健医療・福祉サービスの利用の促進等 (高齢者・障がい者、薬物依存者)</p> <p>④非行の防止・学校と連携した修学支援等</p> <p>⑤犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等 (子どもに対する性犯罪者、ストーカー、暴力団関係者、少年・若年者ほか)</p> <p>⑥民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等</p>
<p>推進体制 ・再犯防止のための協議会(関係機関・団体)</p>